

2018年（平成30年）7月12日

藤沢市教育委員会
教育長 平岩 多恵子 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

学校給食の企画、運営及び指導に関することに係る
コンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）6月22日付けで諮問（第927号）された学校給食の企画、運営及び指導に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市の中学校給食は、市の栄養士が作成した献立に従って民間施設で業者が調理し、弁当箱に詰めて学校に配送するデリバリー方式と家庭からの弁当持参の選択制で実施している。

デリバリー方式の給食は、平成26年度から2校で試行を開始し、平成28年度に本格実施となった。現在、市内19校中12校で実施をしており、2018年（平成30年）10月には更に1校追加し、今後平成31年度までに全校実施する計画となっている。

給食の実施にあたり、出来るだけ教職員の負担を軽減するため、給食費については学校で徴収管理をすることなく、なおかつ、給食費滞納が発生しない前払い制として、給食費の管理をする給食予約システムを導入しており、2014年（平成26年）5月8日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第656号で承認されてい

る。

この給食費の支払方法については、現在はコンビニエンスストアでの払込用紙による支払いのみとなっているが、利用者の利便性向上のため、新たにクレジットカード決済の追加を予定していることから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、クレジットカード決済導入による利便性向上の理由は、以下のとおりである。

ア いつでもどこでも支払いが可能となる。

イ コンビニエンスストアの支払いでは給食予約システムの入金反映が翌平日だが、クレジットカード決済では即時反映となる。

ウ 払込用紙を再発行した場合、手元に届くのが1週間程度かかるが、クレジットカードであればその時間を短縮できる。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

クレジットカード決済を行うにあたり、既存の給食予約システムのサイトにアクセスしたうえで収納代行業者のサイトに移動し、当該収納代行業者のサイトにおいて、クレジットカード情報等を入力することから、コンピュータ処理をする必要がある。

(3) コンピュータ処理をする個人情報及び処理概要

利用者は給食予約システムのサイトにアクセスし、収納代行業者のサイトに移動する時に暗号化された情報（以下「オーダー番号」という。）が付与される。移動先の収納代行業者のサイトでクレジットカード番号、有効期限、セキュリティコードを入力し、収納代行業者はクレジットカード会社に対して、入力されたカード情報と付与されたオーダー番号をもとに決済可能か照会をかける。決済可能な場合は、収納代行業者が給食予約システム受託業者にオーダー番号をもとに決済金額を送信し、給食予約サイトで当該利用者についての入金が反映される。その後、クレジットカード会社は決済分の金額を収納代行業者へ入金し、収納代行業者は月に1回、藤沢市指定の給食調理受託業者の口座に決済金額を入金する。

(4) 実施概要

ア 給食予約システム受託業者（株式会社菜友）と収納代行業者（GMOペイメントゲートウェイ株式会社）が決済サービス利用契約を締結し、収納代行業者はクレジットカード会社（三井住友カード株式会社）と業務代行契約を締結する。

イ 給食予約システムの利用対象者は、市立中学校19校中13校実施（2018年（平成30年）10月時点）で680

0人（計画上では平成31年度中に19校の全校実施になり、対象者は約1万人）。

(5) 安全対策について

ア 収納代行業者及びクレジットカード会社は、それぞれプライバシーポリシーを掲げ個人情報の利用目的や取扱方法等について適切な対策をとっている。

イ パソコン・スマートフォンから入力する情報は、全てTLSにより暗号化された状態で送信されるため、セキュリティの確保された安全な通信手段によりデータの盗聴・改ざん、なりすましを防ぐ。

また、クレジットカード決済サイトは、送信データに危険なデータが含まれる場合に拒否をするクロスサイトスクリプティング対策や誤作動をしないSQLインジェクション対策をとっている。

ウ クレジットカード決済サイトのインターネットからのアクセス経路には、ファイアウォール装置が設置され、不正アクセスを防止している。また、インターネットからアクセスが可能なウェブサーバにはデータを一切保持しておらず、インターネットからは直接アクセスできないデータサーバのデータベースにデータを保存する。

エ クレジットカード番号、有効期限、セキュリティコードを収納代行業者のサイトで入力するため、既存の予約システムのサイトではクレジットカード番号、有効期限、セキュリティコードの情報閲覧及び保持は一切行われぬ。

オ 収納代行業者が取得する個人情報は、クレジットカード番号、有効期限セキュリティコードのみであり、給食予約システム受託業者で保持している個人情報の生徒氏名、学籍番号の閲覧及び保持は一切行われぬ。

(6) 実施時期について

2018年（平成30年）8月（予定）

(7) 添付資料

ア コンビニ支払概要図（現行方式）

イ クレジット決済支払概要図

ウ 契約形態・お金の流れ

エ 決済データの流れ

オ 藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託契約書

カ 藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第656号

キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

デリバリー方式の給食費の支払方法については、現在はコンビニエンスストアでの払込用紙による支払いのみとなっているが、利用者の利便性向上のため、新たにクレジットカード決済の追加を予定している。

クレジットカード決済を行うにあたり、既存の給食予約システムのサイトにアクセスしたうえで収納代行業者のサイトに移動し、当該収納代行業者のサイトにおいて、クレジットカード情報等を入力することから、コンピュータの利用は必要不可欠である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2実施機関の説明要旨(5)安全対策のアからオに示す安全対策は次のとおりである。

ア 収納代行業者及びクレジットカード会社は、それぞれプライバシーポリシーを掲げ個人情報の利用目的や取扱方法等について適切な対策をとっている。

イ パソコン・スマートフォンから入力する情報は、全てTLSにより暗号化された状態で送信されるため、セキュリティの確保された安全な通信手段によりデータの盗聴・改ざん、なりすましを防ぐ。

また、クレジットカード決済サイトは、送信データに危険なデータが含まれる場合に拒否をするクロスサイトスクリプティング対策や誤作動をしないSQLインジェクション対策をとっている。

ウ クレジットカード決済サイトのインターネットからのアクセス経路には、ファイアウォール装置が設置され、不正アクセスを防止している。また、インターネットからアクセスが可能なウェブサーバにはデータを一切保持しておらず、インターネットからは直接アクセスできないデータサーバのデータベースにデータを保存する。

エ クレジットカード番号、有効期限、セキュリティコードを収納代行業者のサイトで入力するため、既存の予約システム

のサイトではクレジットカード番号，有効期限，セキュリティコードの情報閲覧及び保持は一切行われぬ。

オ 収納代行業者が取得する個人情報は，クレジットカード番号，有効期限セキュリティコードのみであり，給食予約システム受託業者で保持している個人情報の生徒氏名，学籍番号の閲覧及び保持は一切行われぬ。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

なお，受託業者が委託契約を遵守していることを確認するため，業務委託契約書第14条並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書第9条の規定に基づき，必要があるときは，受託業者に対し報告を求め，調査を行うこと。

以 上